

## 船橋市高額介護予防サービス費相当事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第2項に規定する高額介護予防サービス費相当事業費（以下「高額介護予防サービス費相当事業費」という。）の支給に関し、地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件等)

第2条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当事業費に関して必要な事項は、この要綱に定めるものを除き、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2の2の規定を準用する。

(支給額の算出方法)

第3条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の世帯合算額を、実施要綱第2条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用を法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの利用とみなして得られる高額介護サービス費等の世帯合算額から減じて得た額とする。

(支給申請)

第4条 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等は、高額介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとするときは、高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書により、当該申請をした者に通知する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間に受けた第1号訪問事業等に係る高額介護予防サービス費相当事業費の特例)

2 平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間において法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等が受けた実施要綱第2条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に係る高額介護予防サービス費相当事業費の特例については、施行令附則第22条に規定する高額介護予防サービス費の特例及びこれに係る介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)附則第37条から第41条までの規定に準ずるものとし、その場合の高額介護予防サービス費相当事業費の支給額の算出方法は、第3条によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。